

国土調査標識等協議結果書

年 月 日

協議者 住 所  
氏 名 印

協議者 鹿児島市長 印

支障となる標識等について、国土調査の標識等の管理保全に関する規則（第 5 条・第 6 条）の規定により、協議を行った結果、下記のとおりとします。

該当する標識等	
内容	
移転する場合の 移転先	鹿児島市 番地先
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで